

延岡市パートナーシップ宣誓制度（案）の概要

1. 趣旨

あらゆる差別を解消し全ての市民の人権が尊重される社会を実現することを目的とした「延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例」の理念に基づき、性的少数者の方への支援策の一つとしてパートナーシップ宣誓制度を導入します。

「性的少数者」～「結婚や恋愛は異性が対象」「身体の性別と心の性別は一致する」など今まで一般的・典型的と考えられてきた性のあり方に当てはまらない人をいいます。
「パートナーシップ」～互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的少数者である二人の関係をいいます。
「宣誓」～パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいいます。

2. パートナーシップ宣誓の流れ

■事前予約



・事前に、宣誓日時調整や申請書類等の確認をするため、担当課に電話での予約が必要です。

■パートナーシップ宣誓



・調整した日時に二人でお越しいただき、職員の立会いのもとパートナーシップ宣誓することが必要です。
・パートナーシップ宣誓書、必要書類の提出をお願いします。

■内容確認



・本人確認、パートナーシップ宣誓の要件確認を行います。

■パートナーシップ宣誓書受領証の交付

・宣誓書の写しを添えて「パートナーシップ宣誓書受領証」をそれぞれ交付します。



パートナーシップ宣誓書受領証

本人	パートナー
住所	住所
氏名	氏名
宣誓日	年 月 日

延岡市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

年 月 日 延岡市長

(おもて)

延岡市は、全ての市民の人権が尊重されるまちづくりを目指しています

この受領証は、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓したことを証するものです。提示を受けた方は、上記の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

戸籍上の氏名（通称を使用している場合）
本人 パートナー

(うら)

3. パートナーシップ宣誓のための要件

パートナーシップの宣誓をするために必要な要件は次のとおりです。

(1) 双方が満20歳以上であること

(2) いずれかが延岡市民又は転入を予定していること

- ・ いずれかが延岡市民（転入を予定している方）である必要があります。
- ・ 双方が延岡市民でない場合も、転入予定者として宣誓は可能ですが、宣誓後1か月以内に転入後の住民票の写しを提出することを条件とします。その際は、転入を確認した後に「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付します。

(3) 双方に配偶者がいないこと

- ・ 戸籍抄本等で確認します。

(4) 宣誓しようとする相手以外の方とパートナーシップの宣誓を行っていないこと

- ・ 延岡市以外の同様の制度を実施している他の自治体で宣誓しようとする相手以外の方と同様の宣誓等を行っている方は宣誓できません。

(5) 近親者等の関係でないこと

- ・ 近親者等とは、直系血族（祖父母、父母、子、孫等）、三親等内の傍系血族（兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪）、直系姻族（子の配偶者、配偶者の父母や祖父母等）のことをいいます。

4. 宣誓の時に必要な書類等

パートナーシップの宣誓をする際に必要な書類等は次のとおりです。

(1) 住民票の写し

- ・ 3か月以内に発行されたもの、宣誓する方の二人分が必要です。
- ・ 同一世帯になっている場合は、二人分の情報が記載されたもの1通で結構です。

(2) 配偶者がいないことを証明する書類

- ・ 3か月以内に発行された戸籍抄本や独身証明書等、宣誓する方の二人分が必要です。
- ・ 外国籍の者は、大使館等の公的な機関が発行する、配偶者がいないことを証明する書類（日本語訳の添付）が必要です。

(3) 本人確認ができるもの

- ・ 個人番号（マイナンバー）カード、旅券（パスポート）、運転免許証、国・地方公共団体等の官公署が発行した顔写真付きの身分証明書等は、1枚の提示で結構です。
- ・ 健康保険証や国民年金手帳等は、2枚以上の提示が必要です。

※ (1) ~ (3) 以外に市長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

5. 宣誓後の取扱い

(1) 宣誓書受領証の再交付

- ・受領証を紛失、棄損、汚損した場合や、氏名・住所などの変更等により再交付を希望する際は申請に基づき再交付します。

(2) 宣誓書受領証の返還

- ・パートナーシップが解消された場合や双方が市外に転出した場合、新たな婚姻やパートナーシップの宣誓をする場合など、要件を満たさなくなった場合は宣誓書受領証の返還が必要です。

6. 通称名の使用

- ・性別違和等で、通称名の使用を希望する場合は、通称名を使用して宣誓することができます。
- ・その際は、日常的に通称名を使用していることが分かる書類（郵便物や社員証等）の写しの添付が必要です。

7. その他

(1) 婚姻制度との違いについて

- ・法に定める婚姻を行うと、2人は民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続や、税控除、扶養義務など様々な権利・義務が発生します。
- ・本市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部事務の取扱いについて定めたもの）に基づくものであり、婚姻のような法的な効力はありません。
- ・宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることはありません。
- ・本市の制度は、性的少数者の方々の生きづらさの解消を図るため、地方公共団体における支援策として実施するものです。

(2) 利用できる制度について

- ・市の制度では、市営住宅の申込に活用できる予定です。今後、利用できる行政サービスを増やしていくとともに、随時お知らせしてまいります。
- ・民間事業者や市民の皆様に対しても、制度の趣旨を理解し、宣誓者に適切な対応を行うよう啓発を進めます。